

第3回北竜町議会定例会 第2号

令和3年9月15日（水曜日）

○議事日程

1 諸般の報告

2 委員会報告 第2号 決算審査特別委員会審査報告

認定第1号 令和2年度北竜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度北竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度北竜町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度北竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度北竜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和2年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和2年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 令和2年度北竜町簡易水道事業会計決算認定について

3 閉会中の所管事務調査について

○追加日程

4 意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

5 意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

6 意見書案第6号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

○出席議員（8名）

1番 中村尚一君

2番 尾崎圭子君

3番 北島勝美君

4番 小松正美君

5番 小坂一行君

6番 松永毅君

7番 藤井雅仁君

8番 佐々木康宏君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	佐野 豊 君
副町長	高橋 利昌 君
教育長	有馬 一志 君
総務課長	続木 敬子 君
企画振興課長	井口 純一 君
住民課長	東海林 孝行 君
建設課長	奥田 正章 君
産業課長兼 ひまわりプロジェクト 推進室長	南波 肇 君
農業委員会 事務局長	川本 弥生 君
教育委員会課長	細川 直洋 君
会計管理者	北清 広恵 君
地域包括支援 センター長	神藪 早智 君
永楽園長	森 能則 君
総務課課長補佐	高橋 克嘉 君
代表監査委員	板垣 義一 君
農業委員会会長	水谷 茂樹 君

○出席事務局職員

事務局 長	高橋 淳 君
書 記	田畑 晶子 君

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第1、諸般の報告を行います。

令和3年第3回北竜町議会定例会は、9月13日から開会されております。町長から提出された案件中、認定第1号から認定第8号までの審査を決算審査特別委員会に付託されております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 委員会報告第2号

○議長（佐々木康宏君） 日程第2、委員会報告第2号、認定第1号から認定第8号までを議題といたします。

決算審査特別委員長から審査の結果報告をお願いします。

藤井決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（藤井雅仁君） 令和2年度会計決算審査特別委員会意見。

令和3年9月13日、第3回北竜町議会定例会において本特別委員会に付託された認定第1号から認定第8号までの8件については、9月13日から9月15日の3日間にわたり、それぞれ所管担当部局の説明を聴取し、審査を行ったところであります。

審査の結果として、文書による指摘2件を申し上げて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

指摘事項であります。ふるさと応援基金について。ふるさと応援基金の令和2年度末残高は6億871万2,000円となっており、年々ふるさと納税の恩恵により増加を続け、財政調整基金4億8,538万6,000円を超える残高となっている。ふるさと納税については、恒久的に継続する制度ではなく、制度の廃止も予測されることから、この財源に依存することなく今後の行政運営に努められたい。

2つ目、特別養護老人ホーム事業について。特別養護老人ホーム事業について、平成24年度に1億4,136万1,000円あった財政調整基金は令和2年度末では105万6,000円に減少し、一般会計繰入金財源不足及び公債費の財源として使われており、近年大きく増加している。今後施設の老朽化による大規模改修も将来的に見込まれ、財源の確保や施設運営等に抜本的な見直しが必要と考える。施設を支える職員も慢性的な人数不足が続いており、施設入所者やその家族が安心、安全な環境で日常生活が送れるよう管理、指導の徹底に努められたい。

以上、決算審査特別委員会委員長報告といたします。

なお、3日間にわたり説明をしていただきました職員の皆様に感謝とお礼を申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 各委員、付け加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

この際、理事者において答弁があれば発言を許します。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） ただいま決算審査特別委員会藤井委員長さんから、令和2年度北竜町一般会計外7特別会計について、認定すべきものとの委員会報告をいただきました。議員各位の多大なるご理解に心から感謝を申し上げます。

また、付せられた文書での意見2件につきましては、十分考慮した中で今後の行政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 採決をいたします。

認定第1号から認定第8号まで、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

よって、認定第1号 令和2年度北竜町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 令和2年度北竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 令和2年度北竜町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 令和2年度北竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 令和2年度北竜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 令和2年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 令和2年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 令和2年度北竜町簡易水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第3 閉会中の所管事務調査について

○議長（佐々木康宏君） 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。
局長、朗読。

○事務局長（高橋 淳君） （朗読、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 本件について、申出のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出のとおり許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時03分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（佐々木康宏君） お諮りいたします。

ただいま議員から意見書案3件が提出されました。

この際、日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第4 意見書案第4号

○議長（佐々木康宏君） 日程第4、意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

4番、小松議員。

○4番（小松正美君） 意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の意見書案を会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年9月15日、北竜町議会議長、佐々木康宏様。

提出者、北竜町議会議員、小松正美、賛成者、北竜町議会議員、北島勝美議員でございます。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、

経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣でございます。

次のページをおめくりください。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性改革の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同を求めるものであります。

○議長（佐々木康宏君） 提案者の説明が終わりました。

意見書案第4号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第4号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎日程第5 意見書案第5号

○議長（佐々木康宏君） 日程第5、意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

7番、藤井議員。

○7番（藤井雅仁君） 意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案について、会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和3年9月15日。

提出者、議会議員、藤井、賛成者、中村議員。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に恵まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成28年8月の一連台風や平成30年豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた将来に向けた取り組みを加速することが重要であり、その為には、道民の安全・安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在能力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本整備を図ることが必要である。しかし、地方財政は厳しい状況のなか、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが必要である。国においては下記について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1つ、国土強靱化に資する社会資本整備・管理が長期的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態を鑑み予算を重点的に配分すること。

1つ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

1つ、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

1つ、維持管理に活用が可能な交付金制度を創設するとともに、下水道、公営住宅など

の改修・修繕、冬期除排雪の充実、公共施設へのエアコン設置に関しての補助など安心な暮らしのための管理施設の点検や診断、改修、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地域負担の軽減を図ること。

1つ、準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など「流域治水」の取組に必要な財政支援を強化すること。

1つ、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月15日。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 提案者の説明が終わりました。

意見書案第5号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第5号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎日程第6 意見書案第6号

○議長（佐々木康宏君） 日程第6、意見書案第6号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 意見書案第6号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書。

上記の意見書案を会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年9月15日。

提出者、北島、賛成者、小松議員であります。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書。

新型コロナウイルスにおいては、昨年から感染拡大が収まらず、観光・インバウンド需要などの落ち込みや人流の抑制によって中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農畜産物の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっております。

本道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、大幅な収量減少が見込まれております。さらに、酪農・畜産においても高温・干ばつにより飼料作物が生育停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後の牛乳生産への影響が危惧されております。

一方、水稻においては農作基調ではありますが、高温による乳白粒の発生など品質低下が心配され、加えて、2020年産米の過剰在庫で米価下落が懸念されております。

については、次年度に向けて営農継続が図られますよう、下記の内容を要望いたします。

1、コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策等の強化について。

新型コロナウイルスの危機的な感染拡大により、「緊急事態宣言」が21都道府県に拡大され、北海道でも3度目の「緊急事態宣言」の発令となったことから、一刻も早くコロナ禍を収束させる効果的な対策と、農畜産物の価格回復や消費拡大対策を強化すること。

併せて、米の需要減少などコロナ禍の影響で2020年度の食糧自給率が過去最低の37%となったことから、食料安全保障の観点に立って国の責務のもと、水田対策予算の確保と実効性のある米の需給調整対策を講ずること。

2、高温・干ばつによる農作物の被害対策について。

1) 営農継続に向けた経営安定対策の強化。

高温・干ばつの影響で農作物の大幅な収量減少が見込まれていることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払いなどの対応を図ること。

また、野菜を含む畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう無利子・無担保の融資融通、無利子資金への借り換えなど金融対策を最大限に講ずること。

2) 次年度以降の種子馬鈴しょの確保。

3) 酪農・畜産経営の安定に向けた対策の強化。

4) 灌漑システムの整備、散水・灌水資材などへの支援。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の賛同を求めるものであります。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 提案者の説明が終わりました。

意見書案第6号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第6号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木康宏君） 本定例会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

これで令和3年第3回北竜町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員